

## 1 試算の対象と基本的な考え方

- 令和6年度から令和10年度までの一般会計の財政収支の見通しを試算したものです。
- 令和5年度予算をベースに、「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」に基づく施策の展開を想定しています。※1

## 2 試算の前提と方法

- (1) 前提
- ① 人口動態 : 福島市人口ビジョン(2020年度改訂版)の将来人口推計に基づいています。
  - ② 行財政制度 : 現行制度に立脚しました。
  - ③ マクロの経済財政状況 : 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(R5.7.25)のうち「ベースラインケース」における経済成長率等を参考にしました。※2

(2) 方法

① 歳入

市 税 等	・ 近年の決算動向、内閣府試算における賃金上昇率、名目GDP成長率、将来人口推計等を基に試算。
地 方 交 付 税	・ 普通交付税は、市税等の歳入や公債費等の歳出の見込と連動して試算。 ・ 震災復興特別交付税は、第2期復興・創生期間の終了する令和7年度まで継続するものと想定。
国・県支出金	・ 扶助費、投資的経費等の関連する歳出に連動して試算。
市 債	・ 臨時財政対策債は普通交付税と合わせて試算。 ・ その他の市債は充当先となる投資的経費に連動して試算。

② 歳出

義務的経費	人件費	・ 定年年齢の段階的引き上げを組み込んだうえで、今後の退職者・新規採用職員、再任用職員及び会計年度任用職員の見込みから試算。 ・ 内閣府試算の賃金上昇率に基づいたベースアップを想定して試算。
	扶助費	・ 近年の伸び率や将来人口推計から試算。
	公債費	・ 借入利率は、直近の実績利率をベースに、今後の緩やかな金利上昇を見込んで試算。
投資的経費		・ 福島駅前交流・集客拠点施設整備事業をはじめとする大規模事業のほか、学校施設等の長寿命化・更新に必要な経費の見込を算入。
その他の経費		・ 内閣府試算に基づき物価上昇を見込んで試算。

※1 この試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上された計数は今後の政策展開や行財政改革、国の地方財政計画等の動向により変動します。

※2 内閣府の試算(ベースラインケース)では、令和6年度以降の全要素生産性上昇率を0.5%程度で推移する等の想定に基づき、経済成長率は本試算期間中の平均で実質0.8%程度・名目1.3%程度、消費者物価上昇率は同じく1.1%程度で推移すると見込んでいます。

# 中期財政収支の見通し（令和6年度～10年度）

（上段の単位：億円、下段は対前年度伸び率：％）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<b>歳入合計</b>	1,374	1,231	1,267	1,227	1,175	1,076
	1.9	△ 10.4	2.9	△ 3.1	△ 4.3	△ 8.4
市 税	407	407	412	415	411	415
	0.8	0.1	1.1	0.7	△ 0.8	1.0
地方消費税交付金	76	82	83	83	84	85
	△ 0.6	7.7	1.4	0.9	0.8	0.7
地方交付税	120	134	135	133	137	135
	△ 21.2	11.7	0.7	△ 1.5	3.0	△ 1.5
国・県支出金	401	299	351	334	297	277
	△ 0.1	△ 25.5	17.4	△ 5.0	△ 11.0	△ 6.6
基金等繰入金	51	57	9	8	11	8
	93.0	11.5	△ 84.0	△ 7.6	28.6	△ 28.8
市 債	128	161	186	163	143	64
	42.5	26.0	15.5	△ 12.4	△ 12.1	△ 54.9
うち臨時財政対策債	15	16	16	16	16	16
その他の収入	191	92	92	92	92	92
	△ 4.3	△ 55.0	0.1	0.1	△ 0.0	0.1
<b>歳出合計</b>	1,374	1,261	1,327	1,286	1,229	1,135
	10.1	△ 8.2	5.2	△ 3.1	△ 4.4	△ 7.7
義務的経費	555	582	593	612	614	633
	△ 1.6	4.9	1.8	3.2	0.3	3.2
人件費	187	208	210	212	210	219
	△ 1.1	11.0	1.1	0.9	△ 0.7	4.3
扶助費	270	274	279	284	289	295
	△ 4.5	1.6	1.7	1.9	1.9	1.9
公債費	98	100	104	116	114	119
	6.5	2.0	3.6	11.6	△ 1.7	4.4
投資的経費	227	237	313	257	193	80
	41.5	4.4	32.0	△ 18.0	△ 24.8	△ 58.8
その他の経費	592	442	421	418	422	422
	12.9	△ 25.3	△ 4.8	△ 0.8	1.1	△ 0.1
歳入歳出差引額 （調整前財源不足額）	-	△ 30	△ 59	△ 59	△ 55	△ 58

基金繰入による財源調整	(29)	30	59	59	17	-
うち財政調整基金繰入金	(24)	25	52	-	-	-
うち減債基金繰入金	(5)	5	7	59	17	-

※ 令和5年度は上表の歳入の内数。令和6年度以降は外数。

調整後の財源不足額（単年度）	-	-	-	-	△ 37	△ 58
----------------	---	---	---	---	------	------

財政調整基金年度末現在高	77	52	-	-	-	-
減債基金年度末現在高	63	83	76	17	-	-
計	140	135	76	17	-	-

※ 令和4年度決算における実質収支のうち35億円を令和5年度に財政調整基金に積み立てることを想定しています。

※ 表示単位未満四捨五入のため、積上げ、差引きが一致しない場合がある。

# 中期財政収支の見通し（令和6年度～10年度）

決算／確定値

見込／試算値

（単位：百万円、％）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市債残高	89,565	94,604	100,001	100,049	103,337	109,804	118,470	123,783	127,466	122,930
臨時財政対策債残高	47,715	48,333	49,067	47,719	45,151	42,561	40,126	37,825	35,636	33,482
実質的な市債残高	41,850	46,271	50,934	52,330	58,186	67,243	78,344	85,958	91,830	89,448
実質公債費比率	1.2	1.1	1.4	2.3	3.1	3.9	4.4	5.4	5.9	6.5

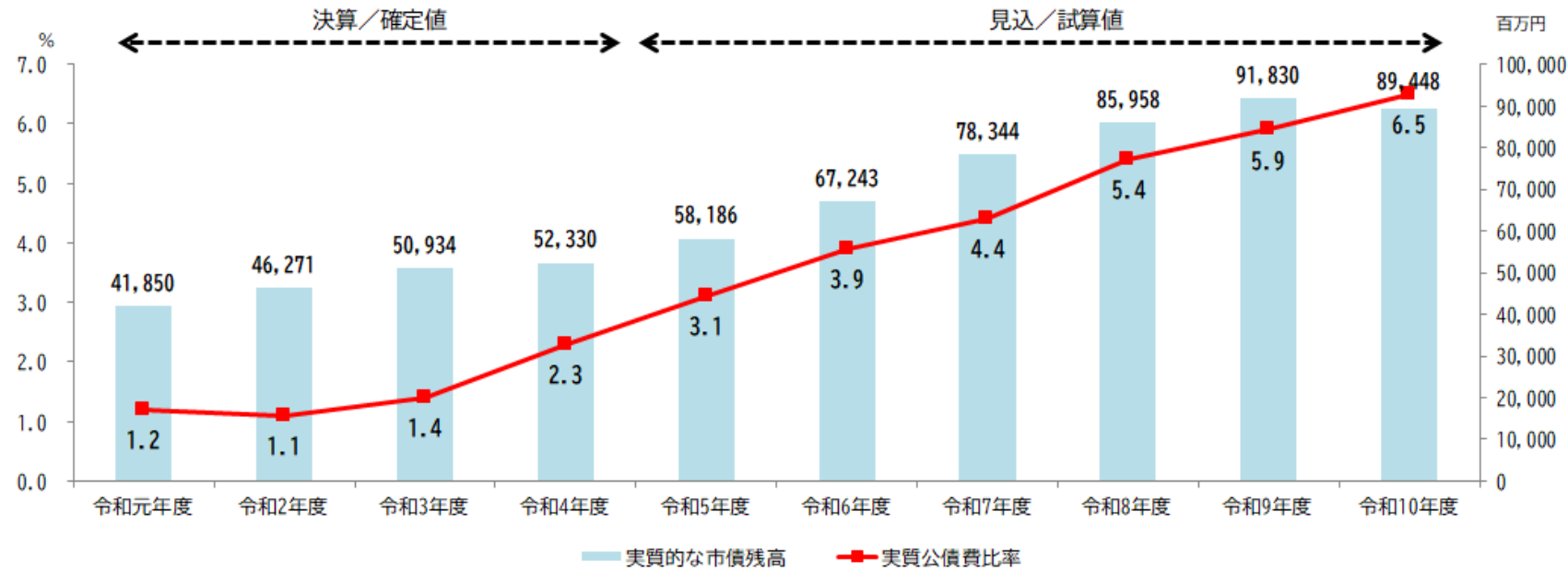
■ 実質的な市債残高

市債残高から臨時財政対策債残高を除いた残高。

■ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金と公営企業会計における公債費償還額相当に対する繰出金や債務負担行為で公債費に準じて支出する経費などの標準財政規模に対する比率で、債務の重さをフロー・ベースで測る指標です。

- ・ 18%以上になると市債の発行に国の許可が必要となります。
- ・ 25%以上になると早期健全化が必要とされ、一部の市債の発行が制限されます。
- ・ 35%以上になると財政再建が必要とされ、多くの市債の発行が制限されます。



# 中期財政収支の見通し（令和6年度～10年度）

## 3 試算結果の概要

- 福島駅前交流・集客拠点施設整備をはじめとする大型事業の本格化などにより投資的経費の額が高水準で推移し、その財源に市債を活用することから、令和9年度まで市債残高の増加が続き、公債費も増加します。
- 各年度に30～59億円の財源不足が見込まれ、財政調整基金と減債基金で補う必要がありますが、令和9年度には両基金の残高がなくなり、歳出に見合う歳入を確保できないという大変厳しい見通しです。
- 市債の発行にあたっては地方交付税措置のある有利な起債の活用にも努めているところですが、それでもなお実質公債費比率は令和10年度には6.5%まで上昇し、公債費が財政運営を圧迫することが予測されます。

### (1) 主な歳入歳出の見通し

① 歳入	市 税 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済成長や物価・賃金上昇から微増傾向となるものの、扶助費等の需要額も伸びることから、地方交付税で賄う割合が増えると見込んでいます。</li> </ul>
	国・県支出金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島駅東口地区市街地再開発などの進捗により年度ごとの大きな増減を見込んでいます。</li> </ul>
	基金等繰入金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称)市民センター整備に関連して令和6年度に庁舎整備基金を32億円取り崩し、そのうち24億円は減債基金に積み立てる想定をしています。</li> <li>・ 復興基金、公共施設建設基金、環境基金などの特定目的基金の積極的な活用が必要になります。</li> </ul>
	市 債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島駅前交流・集客拠点施設整備などの投資的経費の財源とするため増加します。ピークとなる令和7年度は、令和5年度当初予算(90億円)の約2倍の186億円を見込んでいます。</li> </ul>
② 歳出	義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度以降にベースアップが想定されること、また、定年の段階的引き上げを進めていることから、退職手当で数億円の増減を伴いながら、全体として増加を見込んでいます。</li> </ul>
	人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度以降にベースアップが想定されること、また、定年の段階的引き上げを進めていることから、退職手当で数億円の増減を伴いながら、全体として増加を見込んでいます。</li> </ul>
	扶助費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者自立支援や児童発達支援などの増から、毎年2%程度の増加が続くと見込んでいます。</li> </ul>
	公債費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市債の増加を反映して増加が続きます。令和10年度は令和5年度と比べて21億円(21%)増の119億円になると見込んでいます。</li> </ul>
投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島駅前交流・集客拠点施設、(仮称)市民センター、消防本部・福島消防署、新学校給食センター、あぶくまクリーンセンター等の大型の施設整備・再編が予定されていることから高い水準で推移します。</li> <li>・ 学校施設や市営住宅、橋りょう等の既存施設・インフラの長寿命化・更新に、平準化を図りながら、継続的に取り組むことを見込んでいます。</li> </ul>	

# 中期財政収支の見通し（令和6年度～10年度）

## （2）主な基金残高

- 各年度の財源不足を補うために財政調整基金と減債基金から30～59億円の取り崩しが必要になる見込みです。
- 令和9年度には両基金の残高がなくなり、財源不足を補えない見通しです。

## （3）実質的な市債残高と実質公債費比率

- 市債残高から臨時財政対策債の残高を差し引いた「実質的な市債残高」は、令和9年度末がピークで、令和4年度末の523億円余から75%増の918億円余に増加する見込みです。
- 債務の重さをフロー・ベースで測る実質公債費比率は、令和4年度の2.3%から令和10年度は6.5%に増加する見込みです。市が財政運営の目標としている6.0%以内を超え、公債費による財政運営への圧迫が強まる見通しです。

## 4 今後の施策の推進と持続可能な財政運営に向けて

- 試算の結果、令和9年度以降の財源不足を補うことができない見通しとなりました。また、福島駅東口地区市街地再開発における工事費高騰の影響※3や、市立図書館の再整備など事業内容・時期・規模が定まっていない事業は、今回の試算に組み込んでいないため、今後の財政運営は試算以上に厳しい状況に直面する可能性があります。
- このため、財産売却収入や繰越金を基金に積み立てて財源不足に充てていくほか、事業の取捨選択・重点化やICTなどの技術を活用した業務改革・効率化を徹底するとともに、国・県補助金や有利な市債の活用、受益者負担の適正化など財源確保を工夫していく必要があります。
- あわせて、中長期的な視点に立って、産業振興や子育て・教育環境の充実など人や投資を呼び込むまちづくりを市民とともに推進することで、安定した税源を育成し、持続可能な財政運営に努める必要があります。

※3 福島駅東口地区市街地再開発については建設工事費の増額が見込まれ再開発組合とともに再調整をしていますが、全体像がまとまっていないため、現時点で認可を受けている計画（再開発全体で492億円）をベースに試算しています。また、再開発ビルの床を取得する福島駅前交流・集客拠点施設整備についても同様です（全体事業費190億円）。事業期間については、建設工事が令和8年度までかかり、令和9年度にオープンする想定をしています。

# 【参考】用語の解説

区分	用語	説明
歳入項目	市税	地方税法に基づき市が賦課・徴収する税。市民税（個人・法人）、固定資産税（土地・家屋・償却資産）、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税からなり、市の収入の根幹をなしています。
	地方消費税交付金	県が収入した地方消費税の1/2を、人口や従業者数を基に県内の市町村に配分する交付金。なお、地方消費税は消費税と併せて国により賦課・徴収されていて、税率は、消費税及び地方消費税が10%の場合で2.2%です。
	地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国が徴収した所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を一定の合理的な基準によって地方自治体に再配分されるもの。国が地方に代わって徴収していますが、本来は地方固有の財源で、その用途は地方自治体の自主的な判断に任されています。
	国・県支出金	市が実施する特定の事務事業に対して、国や県がそれぞれの見地から公益性があると認め、その事業の実施のために交付されるもの。
	基金等繰入金	市の基金や特別会計から一般会計に移し入れるもの。
	市債	市が資金調達のために金融機関等から借り入れるもの。 なお、返済が年度をまたがない一時的な借入金は含まれません。
歳出項目	義務的経費	市の歳出のうち、その支出が義務付けられている経費で、下記の人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。任意に削減できないため、義務的経費の割合が高まると財政の弾力性がなくなり、社会経済や住民ニーズの変化に柔軟に対応することが難しくなります。
	・人件費	市の職員、議員、各種委員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費。退職手当や社会保険料等の共済費も含まれます。
	・扶助費	社会保障制度の一環として被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費。
	・公債費	市が借り入れた市債の元利償還金と一時借入金利子の合算額。
	投資的経費	施設・インフラの整備・復旧など、ストックとして将来残るものに支出される経費。
その他の項目	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金。財源に余裕のある年度に積み立てておき、経済変動による収収減、災害による予期せぬ支出、緊急に実施が必要な大規模建設事業などで財源が不足する場合に取り崩します。
	減債基金	市債の償還を計画的に行うための基金。
	臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、地方交付税の代替として借り入れることができる市債。その元利償還金相当額は後年度に地方交付税措置されることになっています。